

赤松君を社民党労働党共同公認候補として第一区より推す事。

(新聞では今迄彼を社民党候補としておたがそれを無産党候補と改めさせ事)

口政策は所党共通のものを掲げる事。

八費用は社民党より出す。

二選挙事務局長は社民党師義三君を推す事。

三選定委員、岸士田、社察隊は所党共同で選出組織す事。

共同委員会一恒久的のを設け、共同委員決定

労働党、多田野副高橋君、社民党、大友君、袖井君を所党外に事務局長。

(この共同委員会に合同への問題を提案しなかつた事は批判された)

この会合后大場旅館に於て非公開的共同委員会を開き連日岸士田事務所法

定委員ホスター、ビラ、其他文書の決定等を為した。尚都合により事務長の師

君を袖井君に変更した。

(亦五日各支部代表に対して共同闘争の意義を徹底せしめた)

更に引續き亦七日朝赤松君未仙を俟て

イ政策、スローガンの決定、イ政策は我党の案をとり且ツスローガンは我

党のもの、及彼の「働く民衆に生活を保証せよ」富家に重税働く者に減税

をと、尚「凡ての人民に自由を手へしは漸く「人民を民衆」に改める事に

して採用せしめた。

只宣言推薦状は赤松君原案をとり、共同委員会で審議決定す事。

等をも、赤松君は当夜帰京した。

(政策スローガン宣言推薦状は別紙参照)

かく我党提案の政策スローガンが全部社民党側に容れられたのは、社民党側

にその準備が不充分だったにもよるが労働党を利用せざるを得ない為であ

つて、本選運動の選挙力能、当選第一主義を標榜したものである。

我党は選挙運動の選挙力能、当選第一主義を標榜したものである。

選挙力能、当選第一主義を標榜したものである。

選挙力能、当選第一主義を標榜したものである。

選挙力能、当選第一主義を標榜したものである。

選挙力能、当選第一主義を標榜したものである。

選挙力能、当選第一主義を標榜したものである。